

学校法人朴沢学園

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和7年4月

本学園の教職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備し、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 行動計画の内容

目標1：女性教職員の育児休業取得率100%を維持しつつ、男性教職員の育児休業取得を促す。

〈対策〉育児休業制度を学園内に改めて周知し、特に男性教職員の育児休業取得を促す。

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間12日以上とする。

〈対策〉教授会、職員会議等を通して、年次有給休暇の計画的な取得を教職員に促す。

目標3：学校法人としての特徴を活かし、大学、高校が実施する公開講座、地域連携事業等を通して、子どもの体験活動等次世代育成に関する支援を行う。

〈対策〉公開講座、地域連携事業等の実施計画策定に当たり、次世代育成の観点を取り入れた企画を盛り込む。

大学教職員の子どもを対象とした、学内に設けている保育室の更なる充実を目指す。